

意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年3月13日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年4月8日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定めること。（第14条第1項、第24条、第45条の3の4、別表第1号及び別表第2号関係）
- 二 ナブテックス受信機の技術的条件を改めること。（第40条の10第2項第1号）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

簡易型船舶自動識別装置を船舶局に使用するための特定無線設備に追加すること。（第2条第1項関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更の内容

簡易型船舶自動識別装置の導入に伴い、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、簡易型船舶自動識別装置（簡易型 AIS）の導入及び日本語ナブテックス受信機に係る関係規定の整備を行うものである。

簡易型 AIS の導入に係る規定整備については、現在、大型船舶には海上人命安全条約（SOLAS 条約）に基づき、AIS の設置が義務付けられており、船舶の船名、呼出符号等の静的情報、位置、速度、針路等の船舶の動的情報等を相互に発信し合い、それらを視覚的に把握することで船舶同士の衝突防止、東京湾等の船舶の往来が激しい海域における港湾管理等において効果をあげている。

AIS の設置が現在義務付けられていない小型船舶への AIS の普及を図るため、AIS の機能を簡略化した簡易型 AIS について、平成 18 年 3 月に国際的な技術基準の標準化が行われ、我が国においては情報通信審議会における審議を経て、平成 20 年 6 月に同審議会からの答申を受けたところである。これを踏まえ、簡易型 AIS の早期導入を図り、簡易な免許手続を可能とするため、関係規定の整備を行うものである。

日本語ナブテックス受信機の規定整備については、ナブテックス受信機とは、海上保安庁が船舶に向けて放送する航行警報、気象警報等の海上安全情報を文字情報として受信する無線設備であるが、国際標準である英語を用いる「国際ナブテックス受信機」と日本語を用いる「日本語ナブテックス受信機」の 2 種類がある。

現在、国際ナブテックス受信機については、印字機能又は画面表示機能を選択可能としているが、日本語ナブテックス受信機については印字機能しか認められていなかったため、日本語ナブテックス受信機についても、国際ナブテックス受信機と同様、印字機能又は画面表示機能を選択可能とすることとし、無線設備規則の一部を改正するものである。

周波数割当計画の一部変更に関しては、簡易型 AIS に対し、ITU-R 勧告で定められた周波数を割当可能とするため、161.475MHz から 162.05MHz までの周波数帯における無線局の目的に「簡易型船舶自動識別装置用」を追加するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する 2 者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成である。

| 利害関係者 | 賛 否 | 備 考 |
|----------------|-----|-----|
| 社団法人全国船舶無線工事協会 | 賛 成 | |
| 水洋会 | 賛 成 | |

第 3 理由

本件は、簡易型 AIS の導入及び日本語ナブテックス受信機に係る印字機能又は画面表示機能の選択を可能とするため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、併せて簡易型 AIS に対する周波数を割当可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

AIS は、SOLAS 条約に基づき大型船舶には設置が義務付けられているが、小型船舶では AIS の設置が任意であること等から普及が進んでおらず、小型船舶の安全性の向上が課題となっている。また、ナブテックス受信機には、英語を用いる国際ナブテックス受信機と日本語ナブテックス受信機があるが、後者についても前者と同様、印字機能又は画面表示機能を選択して利用可能とするものである。

今回の改正は、船舶の航行安全に係る AIS の機能を簡略化した簡易型 AIS の円滑な導入及び日本語ナブテックス受信機の利便性の向上に資するため、関係規定の整備を行う

ものであり、改正の必要性は認められる。

- 1 無線設備規則の改正案では、簡易型 AIS の技術的条件を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。また、日本語ナブテックス受信機の技術的条件において、印字機能又は画面表示機能を選択可能としているが、これは日本語ナブテックス受信機の利用における利便性を向上するものであり、改正内容は適当と認められる。
- 2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、船舶局の無線設備である簡易型 AIS を特定無線設備に追加しているが、これは簡易型 AIS の導入に対して簡易な免許手続を適用するものであり、改正内容は適当と認められる。
- 3 周波数割当計画の変更案では、簡易型 AIS に対して、ITU-R 勧告で定められた周波数を割当て可能とするための変更を行うものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。